

代決報告第7号
平成26年2月7日提出

広島市職員定数条例の改正議案に対する意見の申出について

下記の条例改正議案について、平成26年1月27日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正理由

社会経済情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な業務執行体制を整備するとともに、広島市民病院等を地方独立行政法人広島市立病院機構に移行させることに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

3 主な改正内容

(教育委員会分)

区分	現行	改正	増減
条例定数	人 1,398	人 1,151	人 ▲247

4 施行期日

平成26年4月1日

第 号議案

平成 年 月 日提出

広島市職員定数条例の一部改正について

広島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和26年3月30日広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「5, 904人」を「5, 989人」に改め、同条第2号中「40人」を「42人」に改め、同条第3号中「1, 398人」を「1, 151人」に改め、同条第7号中「18人」を「10人」に改め、同条第10号を削り、同条中「11, 497人」を「9, 251人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市職員定数条例）

現 行	改 正 案
第1条 (略)	第1条 (現行に同じ。)
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 市長の事務部局の職員 5,904人	(1) 市長の事務部局の職員 5,989人
(2) 議会の事務部局の職員 40人	(2) 議会の事務部局の職員 42人
(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 1,398人	(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 1,151人
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人
(5) 人事委員会の事務部局の職員 14人	(5) 人事委員会の事務部局の職員 14人
(6) 監査委員の事務部局の職員 29人	(6) 監査委員の事務部局の職員 29人
(7) 農業委員会の事務部局の職員 18人	(7) 農業委員会の事務部局の職員 10人
(8) 消防職員 1,354人	(8) 消防職員 1,354人
(9) 水道事業の職員 654人	(9) 水道事業の職員 654人
(10) 病院事業の職員 2,078人	— (削る。)
合計 11,497人	合計 9,251人
第3条 (略)	第3条 (現行に同じ。)